

倫理規程

<前文>

特定非営利活動法人 a little（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、「学習会・講演会」「つどい場」づくり、「地域サポート」事業を行い、地域の中でしんどさを分かち合い、助け合う関係を作っていくことで、全ての人が生涯を通して自分らしく生きられる社会づくりに寄与することを使命としている。

この法人の活動の原資となる会費、各種事業費・補助金・助成金等は、この法人の理念に共感し、共に助け合う関係づくりを期待する住民から支援されたものであることに鑑み、この法人は、地域社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築を目指とし、その成果を広く一般に還元しなければならない。

このため、事業の進捗状況や成果等を住民・支援者に分かりやすい形で公表する等、透明性を確保し説明責任を果たさなければならない。これら資金の活用は公平でなければならず、成果の最大化をめざさなければならない。

この法人の目的を達成するため、様々な立場の関係者が垣根を越えて目標や成果を共有し、連携できるようにしなければならない。このような認識のもと、この法人は厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。この法人のすべての評議員及び役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

(組織の使命及び社会的責任)

この法人は、その設立目的に従い、原資がこの法人の理念に共感し、共に助け合う関係づくりを期待する住民から支援されたものであることに鑑み、地域社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

この法人は、関連法令、及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、特定非営利活動法人法で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利息追求の禁止)

役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあつてはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

この法人は、利益相反を防止するとともに役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならぬ。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

この法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 この法人は、共に事業を遂行する団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナー

であるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、一人ひとりが自分らしく生きられる社会を実現するため、また誰ひとり取り残さないという決意をもって、社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならぬ。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議の決議を経て行う。

附則 この規程は 2025 年 9 月 1 日から施行する。